

## 東日本大震災発生から6年を迎えての会長声明

- 1 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故が発生してから、6年が経過した。

被災地においては、高台での宅地造成、浸水地域の盛土工事、災害公営住宅の建設などが進み、徐々に復興に向けた動きが進みつつある。一方で、未だに岩手県内では6179戸、1万3283名が応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。以下同じ。）での避難生活を継続している（2017年1月31日現在）。

現状においても応急仮設住宅で生活している被災者は、住宅再建のために宅地の造成を待っている方々、災害公営住宅の完成を待っている方々が多いが、中には、災害公営住宅に入居するほかにないものの、家賃がかかるために入居を躊躇している方々や、そもそもどのように住宅を再建すれば良いかがわからないという方々が一定数存在する。

当会は、発災直後から、避難所での相談活動、電話による法律相談をはじめとする、被災者の復興支援の活動を継続し、現在に至っているが、できる限り、被災者一人ひとりが自ら望んだ住宅再建を実現できるよう、更に被災者に寄り添った支援を続けていかなければならない。

- 2 当会がかねてより述べているとおり、目指すべきは人間の復興であり、個々の被災者の生活再建であって、住宅の再建は、そうした目指すべき復興の前提となる第一歩に過ぎない。

従って、住宅再建に至っていない被災者のみならず、住宅再建を果たした被災者について、そこで支援を止めるのではなく、その後も継続的な支援が必要であることを忘れてはならない。例えば、災害公営住宅に入居した被災者が近隣との関わりを持たずに孤立しているケースもある。

このようなケースも含め、すべての被災者が生活再建に向けて、安心して、気軽に、弁護士に相談することができる環境を維持していくことは、重要な課題である。

現在、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（震災特例法）により、被災者に対する無料相談が実施されており、また、大槌町、大船渡市における法テラス臨時出張所でも多くの相談を受け付けているが、同法は平成30年3月31日をもって効力を失うこととされ、また臨時出張所も閉鎖が予定されている。しかし、復興事業の中には、平成30年度中に終了すると予定されているものや、計画変更等により終了予定がこれを越えるものもあり、同法失効後に法的問題を抱えた被災者は、震災相談援助が利用できず、また、近隣での相談場所がなくなっていることとなる。

当会は、すべての被災者が生活再建に向けて、安心して、気軽に弁護士に相談

できる環境を維持するため、同法の更なる延長と臨時出張所の存続を求めて活動していく。

3 岩手県においても多数の原発被害者が避難生活を送っている。しかし、そうした避難者の内、いわゆる自主避難者に対する住宅の供与が本年3月末をもって打ち切られる。原発事故の被害による避難者に対しては、更なる支援が必要であり、独自支援を決めた自治体も少なくない。当会としては、住宅供与の問題のみならず、岩手県内に避難している方々への支援を継続していく。

4 被災地では、自治体により造成された宅地の強度不足の問題が生じている。

防災集団移転促進事業や土地区画整理事業により、被災自治体は高台の宅地造成や、浸水地域に土盛りをして、土地の高度を上げる工事を進めている。そうした自治体による造成地については、当然に自治体が土地の強度を検査した上で売却、賃貸あるいは換地される。

ところが、検査の結果が土地全体の強度を表すものではないことから、引渡を受けた後、非常に低い強度しかない土地だったことが判明した事案、ハウスメーカーの調査によれば強度が足りないために、補強工事が必要だと言われ、やむを得ず費用をかけて土地の強度について補強した事案などが報告されている。このような事案に対し、自治体は、十分な調査に基づいて契約している以上、強度に関する補強には何ら責任はない、費用も支出しないという対応に終始している。しかし、自治体により提供された土地について強度不足があり、それが原因で住居の建設ができなかったり、補強に費用がかかったりしたのであれば、それを被災者の負担とすべきではなく、造成をした自治体が補償すべきである。

5 その他、被災地では、災害公営住宅に入居するために保証人を求められる問題、災害援護資金の貸し付けを受けた被災者が亡くなってもそれだけでは法律上予定されている償還の免除が受けられないことなど、様々な問題が生じており、それらが復興の妨げとなっている。

当会としては、こうした問題についても積極的に取組み、一人ひとりの被災者が、1日も早く、生活を再建できるよう、相談活動を中心に努力していく所存である。

2017年3月11日

岩手弁護士会

会長 小笠原 基也

